

【文書名】

香川県警察の捜査本部の設置及び運営に関する訓令

(平成2年香川県警察本部訓令第16号)

【概要】

犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第22条の規定に基づき、香川県警察の捜査本部の設置及び運営に関し必要な事項を定めたものである。